

# 横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付要綱

制定 平成 15 年 3 月 31 日  
環保交第 209 号 市長決裁  
最近改正 令和 6 年 5 月 30 日  
脱カ第 123 号 局長決裁

## (総則)

第 1 条 横浜市低公害車等普及促進対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（平成 17 年 11 月市規則第 139 号、以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第 2 条 この補助金は、低公害車等の導入事業（市から別に補助を受けている事業を除く。以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、低公害車等の普及促進を図り、大気汚染の防止、地球温暖化の防止及び市民の健康の保護に資することを目的とする。

## (定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「低公害車等」とは、燃料電池自動車をいう。
- (2) 「燃料電池自動車」とは、燃料電池によって駆動される電動機を有し、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法第 60 条第 1 項による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第 2 条 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 「リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う事業用及び自家用自動車の貸し渡しを業とする者をいう。
- (4) 「自動車を販売する業を主として営む法人」とは、自動車を販売する業を営む者のうち、次のいずれにも該当する者をいう。ただし、新たに自動車を販売する業を営む者である場合については、以下の要件に準じて市長が個別に判断する。
  - ア 直近の会計年度における総売上に占める自動車販売（新車販売に係るもの）に係る売上の比率が 15% 超である者
  - イ 直近の会計年度における年間の新車販売台数が 20 台超である者
  - ウ 上記ア、イに相当するものとして市長が特に認める者

## (補助対象経費及び補助額・補助対象車両・入札又は見積書の徴収)

第 4 条 市長は、補助対象事業を行う者（以下「申請者」という。）が行う低公害車等の導入に要する経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において申請者に対し補助金を交付する。

- 2 補助額は、別表 1 に掲げる範囲内とする。
- 3 補助対象車両は、経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象の燃料電池自動車とする。
- 4 申請者は、補助対象事業に係る物品の購入等を行う場合においては、補助金規則第 24 条に規定する入札又は見積書の徴収に付きなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、困難又は不適當である場合は、同条但書きを適用できることとする。

## (申請者及び申請車両)

第 5 条 申請者及び申請車両は、次のとおりとする。

- (1) 申請者は、横浜市内に使用の本拠の位置を置き、燃料電池自動車を購入する法人（国、独立行政法人、地方自治体及び地方独立行政法人、自動車を販売する業を主として営む法人は除く。）、個人、又は個人事業主で、自動車検査証上の使用者であること。ただし、リース契約で導入する場合は、契約期間が 4 年以上であること。
- (2) 申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- 2 申請車両は、申請年度の 4 月 1 日以降に当該補助対象事業に着手し、初度登録された車両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）で過去に補助金申請をしたことのない車両であること。

と。補助対象事業の着手日は、「車両の登録日」、「車両の引渡日」または「購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日」のうち最も早い日とする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表2に定めるところにより、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請兼実績報告書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。予算の範囲を超えた日の申請は、予算の範囲内で抽選を行い、当選した申請者のみ交付申請書を受け付ける。また、抽選の結果、抽選にもれた申請者には、補欠番号を付与し、その後、交付の取下げ又は交付決定の取り消し等により、予算の範囲に満たなくなったときは、予算の範囲に達するまで、補欠番号の小さい者から順に申請を受け付けるものとする。

- 2 他の横浜市の補助金と重複して申請してはならない。
- 3 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請において、交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同規則同条第2項第2号から第4号に規定するものとする。
- 4 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告において、報告、添付又は記載を省略させることができる書類は、同規則同条第1項第2号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び同条第3号から第5号に掲げるものとする。
- 5 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表3に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。

（交付決定兼交付額確定）

第7条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容について速やかに審査し、補助対象事業が補助金の交付に適合すると認めるときは、交付決定及び交付額を確定し、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付決定兼交付額確定通知書（第2号様式）（以下「交付決定兼交付額確定通知書」という。）により、申請者に対して通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、現地調査をすることができる。
- 3 市長は、第1項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 4 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 申請者は、交付決定兼交付額確定通知書の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（再申請の禁止）

第9条 前条に定める交付申請の取下げをした者は、同年度内に本事業について、補助金の申請を行うことはできない。

（補助金の交付等）

第10条 補助金の交付を受けようとするときは、第7条第1項の通知を受けた日から速やかに、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金請求書（第5号様式）（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、提出期限は申請年度の翌年度の4月第2金曜日（当日が閉庁日の場合はその前日）までとする。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（手続の委任）

第11条 申請者は、委任状（第6号様式）を市長に提出することにより、第6条に定める交付申請兼実績報告、第8条に定める交付申請取下げ申請、第10条に定める補助金の請求について、第三者（以下「受任者」という。）に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

- 2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続を通じ補助金の交付申

請を行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）に従って取り扱うものとする。

- 3 市長は、受任者が第 1 項に規定する手続を偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

（交付決定の取消し）

第 12 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
  - （2）補助金を他の用途に使用した場合
  - （3）第 6 条別表 2 で規定する期日までに交付申請書を提出できなかった場合
  - （4）第 7 条第 2 項の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
  - （5）第 8 条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合
  - （6）補助金交付決定兼交付額確定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反した場合
  - （7）補助対象事業の前提となる国の補助対象事業内容に変更があったとき。
  - （8）市長の指示に違反した場合
- 2 前項の規定は、補助金交付後においても適用するものとする。
  - 3 市長は、第 1 項の取消しをしたときは、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付決定取消し通知書（第 7 号様式）により、申請者に理由を付して通知するものとする。
  - 4 市長は、第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。
  - 5 当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命じる場合は、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年利 10.95%の割合で計算した加算金を併せて納付させることとする。ただし、第 1 項第 7 号に該当する場合で、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合は、この限りではない。
  - 6 補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
  - 7 補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について返還期限までに返還しない場合は、未返還の金額に対して、返還期限の翌日からの期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（取得財産の管理・運用・処分・調査）

- 第 13 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助対象事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の保障はしない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、申請車両が初度登録された日の翌月から起算し、4 年間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。
  - 3 補助金の交付を受けた者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分承認申請書（第 8 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
  - 4 市長は、前項の申請を受けた後、すみやかに横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分承認・不承認書（第 9 号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。
  - 5 補助金の交付を受けた者は、財産処分が完了した場合、すみやかに横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分完了報告書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。
  - 6 市長は、補助金の交付を受けた者が取得財産の処分をした場合又は交付の目的及び要件に反したときは、市長は当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。返還の金額は別表 4 に定めるものとする。ただし、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合は、この限りではない。
  - 7 補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額を返還期限までに返還しない場合、未返還の金額に対して返還期限の翌日からの期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞

金を納付しなければならない。ただし、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合はこの限りではない。

- 8 市長が必要と認めるときは、補助対象事業の遂行状況に関して報告を求め又は関係職員によって随時調査をすることができる。

(帳簿等の保存義務)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に関する書類を第13条第2項に定める期間、保存しなければならない。

(届出事項)

第15条 補助金の交付を受けた者は、申請内容に変更があった場合、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る事業内容変更届出書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 個人、個人事業主にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 法人にあつては、名称及び代表者の氏名および所在地を変更したとき。

(暴力団の排除)

第16条 横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号)第8条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 暴力団員(法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)
  - (3) 法人にあつては、代表者又は役員に暴力団員に該当する者がいること。
  - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当すること。
  - (5) その他これらに準ずるものとして、市長が認定した者。
- 2 市長は、必要に応じ申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを各都道府県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (制定 平成15年3月31日環保交第209号、市長決裁)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成16年3月15日環保交第192号、市長決裁)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成17年3月25日環保交第156号、局長決裁)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成18年3月10日環保交第20734号、局長決裁)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成18年12月28日環創交第1034号、局長決裁)

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (改正 平成19年3月26日環創交第1249号、局長決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成20年3月25日環創交第1097号、局長決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成21年3月31日環創交第1166号、局長決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成21年10月21日環創交第729号、局長決裁)

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (改正 平成22年3月30日環創交第1191号、局長決裁)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成23年3月18日環創交第627号、局長決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成 23 年 12 月 15 日環創交第 611 号、局長決裁）  
この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 24 年 3 月 30 日環創交第 1486 号、局長決裁）  
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 25 年 3 月 26 日環創交第 2162 号、局長決裁）  
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 25 年 6 月 6 日環創交第 139 号、局長決裁）  
この要綱は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

附 則（改正 平成 27 年 3 月 31 日環創交第 326 号、局長決裁）  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 28 年 4 月 20 日環創エネ第 1009 号、局長決裁）  
この要綱は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（改正 平成 29 年 4 月 7 日環創エネ第 1258 号、局長決裁）  
この要綱は、平成 29 年 4 月 7 日から施行する。

附 則（改正 平成 30 年 3 月 27 日環創エネ第 976 号、局長決裁）  
この要綱は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

附 則（改正 平成 31 年 4 月 12 日環創エネ第 28 号、局長決裁）  
この要綱は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

附 則（改正 令和 2 年 4 月 21 日環創エネ第 4 号、局長決裁）  
この要綱は、令和 2 年 4 月 21 日から施行する。

附 則（改正 令和 3 年 5 月 10 日環創エネ第 68 号、局長決裁）  
この要綱は、令和 3 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（改正 令和 4 年 5 月 27 日環創エネ第 62 号、局長決裁）  
この要綱は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（改正 令和 4 年 9 月 28 日環創エネ第 509 号、局長決裁）  
この要綱は、令和 4 年 9 月 28 日から施行する。

附 則（改正 令和 5 年 6 月 7 日環創エネ第 151 号、局長決裁）  
この要綱は、令和 5 年 6 月 7 日から施行する。

附 則（改正 令和 6 年 5 月 30 日脱カ第 123 号、局長決裁）  
この要綱は、令和 6 年 5 月 30 日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 5 月 30 日から施行する。令和 6 年度の予算に係る補助金等から適用し、それ以前の予算に係る補助金の執行については、なお、従前の例による。

**別表 1 (第4条関係)**

補助対象車両	補助金の上限額	補助対象経費
経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象の燃料電池自動車	250,000 円	燃料電池自動車の車両本体価格（消費税及び地方消費税を除く取引価格）

**備考**

- 1 補助金交付額は、補助金交付申請額、補助対象経費から国及び神奈川県補助金の合計交付額を差し引いた金額、補助金の上限額のうちいずれか低い金額とする。
- 2 補助金交付申請額及び補助金請求額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

**別表 2 (第6条関係)**

<p><b>【交付申請書の提出期限】</b> 補助対象事業完了日（「①車両の登録日」、「②車両の引渡日」または「③購入代金支払の完了または全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日」のうち最も遅い日）から起算して 30 日を経過した日または申請年度の 3 月第 2 金曜日までのいずれか早い日まで（必着）。</p> <p><b>【交付申請書の提出方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要書類を全てそろえ、提出期限までに市に郵送すること。</li> <li>・提出期限が閉庁日にあたるときは、その前日をもってその期限とする。</li> </ul>
---

**別表 3 (第6条関係)**

<p>申請者が補助対象車両の製造事業者である場合等においては、その補助対象車両には、補助金交付額の算定のもととなる補助対象経費の中に、申請者の利益等が含まれることとなることから、通常の補助金額を交付することは好ましくない。このため、補助対象経費から利益等を排除して補助金の額を決定することとする。</p> <p>その方法は原則以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利益等排除の対象 申請者（リースの場合はその使用者を含む。以下、同じ。）が、交付申請する車両の製造事業者である場合、利益等排除の対象とする。</li> <li>2 利益等排除の方法 通常の補助金交付額に対して、メーカー希望小売価格に対する製造原価（注1）の比率をもって利益相当額の排除を行う。</li> </ol> <p>（注1）「製造原価」については、その根拠となる資料の提出を行うものとする。</p>
---

**別表 4 (第13条関係)**

返還額	計算式
<p>返還額は財産処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間（以下「未経過期間」という。）に相当する額とする。</p> <p>未経過期間は、「財産処分制限期間」（4年）から「申請車両の初度登録等がなされた日の翌月から起算し、申請車両を処分した日の属する月」までの期間（以下「保有期間」という。）を引いた期間とする。</p>	$\text{返還額} = \frac{\text{財産処分制限期間} - \text{保有期間}}{\text{財産処分制限期間}} \times \text{補助交付額}$ <p>※ 期間の計算は月数で行い、返還額は1円未満切り捨てとする。</p>

（提出先）横浜市長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請兼実績報告書

※市役所記入欄	郵便番号	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	現住所 <small>（法人等の場合は所在地）</small>	横浜市
	フリガナ	
	申請者名 <small>（法人等の場合は名称）</small>	
	フリガナ <small>（法人等の場合は代表者の役職及び氏名）</small>	
	電話番号	
	メールアドレス	
受付番号		

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金の交付を受けたいので、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、書類を添えて次のとおり申請します。なお、申請にあたり横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守します。

1 導入した低公害車 別紙1のとおり

2 補助金交付申請額

円
---

3 他の補助金の有無

無 ・ 有（ 国 ・ 神奈川県 ） ※該当するものに○
-----------------------------

4 申請者の連絡先に関する事項※申請者が個人（個人事業主）の場合は記入不要

担当者	フリガナ	所属部署
連絡先	電話:	メール:

5 申請要件等の確認 以下の内容に間違いなければ、各項目に☑マークをご記入ください。

<input type="checkbox"/>	補助対象車両は、令和6年4月1日以降に補助対象事業に着手※した車両になります。 <small>※①車両の登録日②車両の引渡日③購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む） が完了した日のうち最も早い日</small>
<input type="checkbox"/>	関係職員による補助対象事業の遂行状況調査に協力します。
<input type="checkbox"/>	市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないことを誓約し、市税等の納付状況についての調査に同意します。
<input type="checkbox"/>	私は反社会的勢力の団体に属していません。関係機関への照会に同意します。
<input type="checkbox"/>	契約内容の確認で横浜市が販売会社等と直接連絡を取る事に同意します。

6 販売会社に関する事項

販売会社	社名	所在地
担当者	フリガナ	所属部署
連絡先	電話:	メール:

## 7 利益等排除に関する事項（※申請者が法人である場合のみ記入）

1又は2の該当する方に☑マークをご記入ください。

申請者（リース車両の場合は使用・賃借者）と申請車両の製造会社との関係は以下の通りです。

- 1 申請者は、補助金申請車両の製造会社である。
- 2 申請者は、上記1に該当しない。

※自社製造車両を補助金交付申請する場合には、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付要綱別表3に基づき補助対象経費を算出し補助金額を決定します。

## 8 添付書類等

### (1) 申請者確認書類

#### (a) 申請者が個人(個人事業主)の場合

個人番号カード、運転免許証（変更内容の記載がある場合は裏面も必要）等の官公署から発行された顔写真付き本人確認書類（住所記載のもの）の写しまたは住民票の写し（原本※申請日時点で、発行日から3か月以内かつ、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）

#### (b) 申請者が法人の場合

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（申請日時点で、発行日から3か月以内のもの）

### (2) 導入した低公害車のカタログ（写し）

### (3) 導入した低公害車の自動車検査証（写し）及び「自動車検査証記録事項」（写し）

※同型を複数台導入した場合にも全車両分必要（自動車検査証の所有者は申請者と同一であること。ただし、リースの場合は、自動車検査証上の所有者はリース会社、使用者は当該車両のリースを受ける者であること。所有権留保付ローン購入の場合は、自動車検査証上の所有者は自動車会社又はローン会社等、使用者は申請者であること。）

### (4) 車両引渡日を確認できる書類

車両受領書等、納車日を確認できる書類の写し

### (5) 請求書（写し）※車両本体価格、法定費用、値引き額、オプション費等が明確なこと

### (6) 注文書、査定書等の下取車の車種及び金額が分かる書類（下取車がある場合）

### (7) 下取車のリサイクル預託金額が分かる書類（下取車がある場合）

### (8) 支出を証する書類

領収書の写し又は全額の支払が担保された契約手続の完了を証する書類の写し

### (9) リース事業者と使用者とのリース契約書の写し（リース契約で導入する場合）

### (10) 要綱第6条 別表3 注)に記載の書類(利益等排除の対象となる調達先から車両を導入する場合のみ)

### (11) 返信用封筒(郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したもの)

### (12) その他市長が必要と認めるもの。





氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横 浜 市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請兼実績報告書を審査した結果、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金について、次の条件を付けて、補助金の交付決定及び交付額の確定をしましたので、通知します。

1 交付決定兼交付確定額

円

ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知します。

2 補助対象事業の内容

事業名	低公害車等普及促進事業
補助対象事業の内容	
使用者名	
使用の本拠の位置	

3 補助金交付の条件

(1) 横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守すること。

(2) 要綱第10条の規定のとおり、第7条第1項の通知を受けた日から速やかに、請求書（第5号様式）を市長に提出すること。

(3) 財産の処分の制限

ア 補助金の交付を受けた者は、補助申請車両の初度登録日の翌月から起算し、4年間を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産を補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供しないこと。

イ 補助金の交付を受けた者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、承認を受けること。

ウ 取得財産を市長の承認を受けて処分する場合又は交付の目的及び要件に反したときは、補助金の交付を受けた者は、全部又は一部に相当する金額について補助を受けた金額の範囲内で横浜市に返還すること。ただし、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合はこの限りではない。

第 号  
年 月 日

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横 浜 市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金不交付決定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請兼実績報告書を審査した結果、次の理由により補助金の不交付を決定しましたので、通知します。

1 対象事業の内容

事業名	低公害車等普及促進事業
対象事業の内容	
使用者名	

2 不交付の理由

年 月 日

（提出先）  
横浜市長

住所〒

氏名

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付申請  
取下届出書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定兼交付額確定通知の  
ありました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金については、次の事項について不服が  
ありますので、同補助金の交付申請を取り下げます。

1 補助金の額

2 申請年月日

年 月 日

3 不服のある交付決定兼交付額確定通知の内容又は補助金交付の条件

請求書番号

年 月 日

横浜市長

住所〒

氏名

印

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)  
※請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略可  
※電子メールで提出する場合は押印不要

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金請求書

年 月 日 第 号で交付決定兼交付額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

円

(補助金交付決定兼交付額確定通知書に記載されている金額)

2 補助金振込先

補助金振込先	フリガナ					
	口座名義 (※1)					
	金融機関名と店名	銀行 信金	金融機関コード		支店 本店	支店コード (※2)
	預金種目 (○で囲む)	普通(総合)	当座	貯蓄	その他( )	
口座番号	7桁で記入してください(右詰)					

※1 通帳の名義のとおり御記入ください。口座名義がアルファベットで登録されている方は、アルファベットで御記入ください。

※2 ゆうちょ銀行の場合、支店(コード)は3ケタの数字です。記号・番号ではありませんので、御注意ください。

年 月 日

（提出先）  
横浜市長

## 委 任 状

### ■委任者（申請者）

住所〒

氏名

⑩

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

私は、下記の者に、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る事務手続の権限を委任します。

### ■受任者

〒

住所

（法人の場合は、所在地）

氏名

⑩

（法人の場合は、名称及び代表者の役職・氏名、代表者印）

担当者名

⑩

（担当者を復代理人とする場合は記入・押印）

電話番号

メールアドレス

**【委任事項】** 委任する手続全てに☑マークを記入してください。

- 交付申請兼実績報告書の提出及び訂正
- 取下届出書の提出及び訂正
- 請求書の提出及び訂正

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横浜市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付決定取消し通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定兼交付額確定の通知をいたしました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金について、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、補助金交付決定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

1 交付取消額

\_\_\_\_\_ 円

2 補助取消内容及び理由

事業名	低公害車等普及促進事業
補助交付決定 取消理由	
使用者名	

年 月 日

（提出先）  
横浜市長

住所〒

氏名

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る  
財産処分承認申請書

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので申請します。

- 1 申請年度・交付決定（兼交付額確定）番号
- 2 補助金交付額
- 3 処分しようとする財産の名称（メーカー名・車名）
- 4 処分の内容
- 5 処分しようとする理由
- 6 添付書類等
  - （1）返信用封筒（郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したものを1部）  
A4判三つ折の書類が入る封筒〔第1種定形〕
  - （2）その他必要な書類（自動車検査証（写し）及び「自動車検査証記録事項」（写し）など）
  - （3）提出部数 1部



第 号  
年 月 日

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横浜市 長

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る財産処分  
承認書  
不承認書

年 月 日に申請書を受け付けました横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産（低公害車等）の処分について、次のとおり（承認します・不承認とします）。

財産処分承認内容・不承認内容

年 月 日

(提出先)  
横浜市長

住所〒

氏名 \_\_\_\_\_  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る  
財産処分完了報告書

年 月 日 第 号で財産処分の承認通知のありました、  
横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産（低  
公害車等）の処分が完了しましたので、報告します。

- 1 添付書類等  
必要な書類（売買契約書の写しなど）
- 2 提出部数 1 部

年 月 日

(提出先)  
横浜市長

住所〒

氏名 \_\_\_\_\_  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る  
事業内容変更届出書

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る事業について、事業内容の変更を行いましたので、関係書類を添えて次のとおり届出ます。

- 1 変更しようとする財産の名称 (メーカー名・車名)
- 2 変更の内容
- 3 添付書類等  
必要な書類 (住民票の写し (原本)、自動車検査証 (写し) 及び自動車検査証記録事項 (写し) など)